共同研究室

昭和四十年度第九回研究会(十一月五日)

テーマ 「日本帝国主義の朝鮮支配」

報告者 後藤 靖氏

報告要旨

Ι 朝鮮支配の特徴

支配権を拡大・強化した。かかる支配構造は、それ自体、天 半封建的土地所有に編成がえし、それを固定化することによ 国主義の植民地支配の原型をなす。概括的にいえば、李王朝 層の狭隘化―の深まりを国内的要因としていた。 る独占化の進行と寄生地主制の拡大にともなう国内市場の一 皇制絶対主義=日本帝国主義の内部構造の矛盾―工業におけ って、天皇制権力の物的基礎を補強し、軍閥・官僚の政治的 の立脚する国家的封建土地所有を寄生地主・小作関係といら 日露戦後の朝鮮支配、とりわけ朝鮮併合の過程は、 日本帝

(A) 支配の過程

明治三十八年十一月十七日 ま主要な事件を年表風に示すと、次のとおりである。 第二次日韓協約締結。十二

共 同

研 究

室

• 明治三十九年十月 月 統監府官制公布、伊藤博文初代統監に任命される。 韓国駐剳軍司令部条例を制定し、憲

• 明治四十年七月二十四日 内政全般のヘゲモニーを獲得。 第三次日韓協約締結により、 十月の勅令第三二三号に

兵隊を常置す。

を主務とする軍事警察支配の基本方針を確定す(「朝鮮 を兼務とし、本来兼務たるべき「治安維持に関する警察」 より、韓国駐剳憲兵は、憲兵の本来の主務たる軍事警察

憲兵政治」開始)。

- 明治四十二年七月 博文ハルピンにて暗殺され、また、十二月韓国総理大臣 廟議で朝鮮併合を決定。十月に伊藤
- •明治四十三年五月 陸相寺内正毅は現職のまま韓国統監 季完用負傷す。この二大事件は韓国併合を促進させた。 を兼任し、京城に赴任し、直ちに政治結社の禁止・解散
- 明治四十三年八月二十二日 日韓併合条約調印。勅令に より断行し、国会にはからず。

を指令。

制々定。十月寺内総督に任命さる

明治四十三年九月 朝鮮駐剳憲兵条例及び朝鮮総督府官

一三一 (六八五)

朝鮮総督府官制の性格

①総督への政治権力の集中(政務総理権・出兵請求権

・制令制定権等)。

③総督は天皇に直属し、天皇の委任のわく内で陸海軍の総督武官専任制(陸海軍大将のみ。大正八年まで)。

の統卒権を与えられる

之を密殺し、病気の体にして隣化しさること往々あり」。はざらしめるのみならず、甚しきは地方旅行にさいしてはどに反抗する者あれば、ほとんど足を朝鮮に留むる能ばやまず。日本人に対して武断政治の秘密を知り、若く

あり」(鵜崎鷲城著『薩の海軍、長の陸軍』)。て、名は朝鮮総督府と言ふも実際は陸軍省の分身たる形

らしめ、其進退褒貶亦一に己れの好悪に任すの有様にしまた「長州網に入れる者にあらざれば要路に立つ能はざ

十年七月頃から武装蜂起し、この年、反乱軍五万名は日本軍からも抵抗をよびおこした。たとえば、朝鮮人民は、明治四こうした支配過程は、必然的に、国内においても朝鮮人民

と三二〇余回に及ぶ交戦を行い、四十一年には七万名が一四

○余回、四十二年には二万八千名が実に九五○回に及ぶ抵抗

(B) 経済的支配過程

闘争を行った。

(イ) 土地制度の改革

明治四十三年九月から土地調査事業を開始し、大正元

は、半封建的土地所有関係の創出であり、天皇制権力のこの点については、後述のⅡを参照のこと。そのねらい年八月土地調査令の発布によって土地改革は本格する。

満州・シベリヤの侵略基地化をねらった。の民族的抵抗を抑圧する物的条件を整備するとともに、、鉄道・港湾・電信施設を強力におしすすめ、朝鮮人民

(II)

物質的基礎の補強にあった。

(パ) 金融機関の整備

なく、通貨制度を日本本国と同一化することによって、行と改称して、日本政府の特殊金融機関化したばかりで

明治四十二年韓国銀行を設立し、四十四年には朝鮮銀

反工業化政策

日本の国内市場に強制的に編入した。

(=)

会社令制定によって会社設立を許可制とし、民族資本

の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配の台頭を抑圧しようとした。

(C) 小括

やく形成されはじめた独占資本の高利潤確保を体制的に保証植して、天皇制国家の物質的基礎を補強するとともに、ようにおける半封建的家父長制的農業構造(地主小係関係)を移下皇制絶対主義の支配権の拡大化であり、経済的には、国内下皇制絶対主義の支配権の拡大化であり、経済的には、国内においる。

Ⅱ 土地所有関係の改変

した点にある。

共 同 研 究 室日本帝国主義の朝鮮支配の特徴的過程は、旧来の土地所有

土地調査事業が開始される以前から徐々にくずれはじめ、土地調査事業が開始される以前から徐々にくずれはじめ、土は土地を占有して個別経営をいとなみ、国家にたいして封建は土地を占有して個別経営をいとなみ、国家にたいして封建は土地を占有して個別経営をいとなみ、国家にたいして封建は土地を占有して個別経営をいとなみ、国家にたいして封建は土地である。直接生産者たる農民関係の強制的破壊と編制がえのなかに見出すことができる。

(A) 高利貸による土地収奪

地調査事業によって決定的に再編された。

土地調査事業以前に、すでに進行していた。このことを証明高利貸による土地収奪は、第一・二表から知られるように、

するいくつかのデーターをあげよう。

権を得んとして、公然、文記を授受す」(『韓国土地農業りて此の以外に出づる能はざりしなり。然るに近来日本りて此の以外に出づる能はざりしなり。然るに近来日本ので此の以外に出づる能はざりしなり。然るに近来日本

「開城に於ける日本人金貨業者の多きことは誠に一驚に

調査報告』)

値すべきものにして、在住民の八~九割は、韓人に向て高利貸をなすを以て営業とせり。日本人の金貸を業とする所、日本人足跡の及ぶ所、内職にもあれ専業にもあれ、必ず之等類属の在らざるなし」(同上)

- する調査記録』)。

 は三度まで承諾し、四度日は拒絶す」(『韓国不動産に関値とす。利息は二分より六分までの範囲にあり、利上げ・「抵当の期間は百日を越えず、貸付の金額は其価格の半・「抵当の期間は百日を越えず、貸付の金額は其価格の半
- 八にして、他は抵当流れとなる」(『韓国農業論』)。ず、斯くして借金の返済をなすものは、十中五六乃至七ず、斯くして借金の返済をなすものは、十中五六乃至七して、肥料・農具の購入の為に特に資金を要するものに
- 「今日まで邦人にして彼地に土地を所有せるものは、売買の取引によりて所有権を取得したるものは少なく、多買の取引によりて所有権を取得したるものは少なく、多買の取引によりて所有権を取得したるものは少なく、多

と見るべからず」(『韓国産業視察報告書』)。

十九年の「土地家屋証明規則」および「土地家屋典当規則」十九年の「土地家屋証明規則」および「土地家屋典当規則」である。これらの法的措置は、一応、農民的土地保有権を確定すると同時に、そのことによってその保有権=「文記」が高利贷の抵当物件として法的な有効性をもつことを明らかにしようと意図に出たものである。いいかえるなら、この法的措置は、まさに、日本人「在住民の八~九割」を占める「金措置は、まさに、日本人「在住民の八~九割」を占める「金行業者」が「六掛若くは七掛の割合」で「抵当物」を収得することを保証したものである。しかも、注意すべきことは、これらの法的措置が日韓併合以前に、武力を背景とする韓国、統監府の圧力のもとに制定されていることである。この点は、第三表の明治四十二年の韓国政府部内の日本人官吏が多数に対っており、しかも度支部(大蔵関係)や法部にきわめて多

(B) 東洋拓殖会社の創設

くの高級官吏が傭聘されていたことからもわかる。

韓国政府に雇われた日本人官吏の手によって、着々と進めら鮮支配方式の基本型を決定づけた。そのための準備過程は、明治四十一年八月二十七日の東洋拓殖会社法の公布は、朝

国有地の形成

民有地を強制的に国有地に編入し、やがて明確化される 国有財産の整理に着手した。この二つの事業は、一方で 私的所有と国家的所有との区分の前提条件をつくりだし は、封建貢租の徴収源をいちぢるしく増し、他方では 赴任し、直ちに財源確保を名目として、「隠結調査」と た。この点については再び後で述べる。 明治三十七年大蔵省目賀田主税局長が財政顧問として

(口) 東洋拓殖会社

業者に対しては低利なる資金を供給して拓殖事業に資せ 以て同国の資源開発殖産振興に当らしめ、我国より善良 韓国政府は事業用地の一部に供する為、国有地を出資し、 を設て、日本政府は之に一定期間相当額の補給を為し、 あり。韓国に於て拓殖事業を営むことを目的とする会社 の設立趣意書から明らかである。「両国政府茲に見る所 なる農民を移植し、進歩せる農法の範を示すと共に、企 東洋拓殖会社がどのような意図をひめていたかは、そ

> 町歩、大正三年には六五、三九五町歩、大正七年には六 九、八九五町歩を所有する朝鮮最大の土地所有者として 額三○○万円に相当する田畑各々五、七○○町歩を提供 はじめた日本農業の危機を打開しようと図ったのである 本主義の発展と地主制との矛盾を緩和し、徐々に進行し あった。そして、このことによって、日本国内における資 植して、地主小作関係の模範を構築しようということで 有地の収奪であり、この収奪した土地に日本の農民を移 した。東洋拓殖会社は、明治四十二年には一一、〇〇〇 ともあれ、韓国政府は、強制的に割り当てられた出資金 ここでもくろまれているのは、東洋拓殖会社による国

現われた(『東拓十年史』三四~四二頁 および 第一表参

(C)

土地調査事業

になっている。 ら実質的には着手され、大正元年八月の土地調査令発布によ って本格化する。いま、その過程を年表風に示すと次のよう まえにいったように、土地調査事業は明治四十三年九月か

明治三十七年八月 日本政府は李朝にたいして財政顧問 三五 (六八九)

同 研 究 室

共

しむることとなれり云々」。

を傭聘さす。

日本人技師派遣。大邱及び平壊に量地課出張所設置さる。務完了。土地調査局開設され、土地調査技術伝習のため明治三十八年 財政顧問の手によって土地調査の準備事

・明治三十九年 「土地建物証明規則」(十月)および「土地所有権を法認す。

•明治四十二年十一月 京畿道富平郡で試験的に土地調査

施行

- ♥ 明治四十三年三月 韓国政府度支部の下に土地調査局を
- 一六号で「臨時土地調査局」を設置。
 ●明治四十三年八月 日韓併合調印。九月 日本勅令第三
- 七月 「官有財産管理規則」発布。 明治四十四年六月 「朝鮮森林法・同施行法規則」発布。

十月 「駅屯土収入収納規則」発布。

・同施行規則」および「朝鮮不動産令・同施行規則」発明治四十五年三月 「朝鮮民事会」・「朝鮮不動産証明令

布。

五月 「国有森林山野保護規則」発布。

会官制」公布。

八月

「土地調査令」・「高等土地調査委員

という足取りである。

弊政の素地を為したる」「土地制度」及び「地税制度」を改経紀なく、歴代の秕治と相俟ちて其の関係益々錯綜し、永くとしていた。すなわち、「数百年来紊乱を極めて殆んど其のこの一連の土地にかんする法規は、つぎのことをその目的

地調査局『朝鮮土地調査事業報告書』大正七年)。 だから、よって「統治の基礎」を確立することである(朝鮮総督府土

革し、「土地所有権の確認と地税賦課の整理」を行うことに

ここでは二つのことが志向されていたわけである。一つは、

「地税」確保のために土地所有者=地税義務者を確定するこ

ある。そのためこ、「童く也且女臣条列電庁以来り孟灸」が地の移動を明確にし地主的土地所有の形成を保証することでと、第二は「土地所有権」を確認することによって、その土

土地改革の唯一の方法として採用されたのである。ある。そのために、「遠く地租改正条例施行以来の経験」が

地租改正条例に範をとったこの土地調査事業は、総督府→

Ш

日本帝国主義支配下の朝鮮経済構造の変化(省略)

ったということができる。

礎を確立し、兼て土地所有権を確認」しようとするものであ

ともあれ、土地調査事業は、

「地主を本位として永遠の基

地方庁→面長(村長)→洞里長(大字の長)・地主総代という系列によって実施された。そのさい調査令は、「地主の調査は列によって実施された。そのさい調査令は、「地主の調査は、では、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらは、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらいたって、このような申告主義は、かえって非道なものでしかなかった。この申告主義のなかに、両班(李朝支配階級)かなかった。この申告主義のなかに、両班(李朝支配階級)がなかった。この申告主義のなかに、両班(李朝支配)・地主総代という系規によってはいる。

第1表 全羅北道の日本人大地主

第13 主編記 17 (7 1908 1909年(M42) 1921(T10) 1025(T14)									
農 場 名	(M41)		畑!	その他	計	H I	畑	その他共計	1925(T14)
	町	町	阳丁	町	町	町	町	囲	
東山農場	600	2, 912	775	605	4, 292	1,005	278	1,518	1,599.4
細川 "	900	912	93	3	1,008				1,430.6
藤本 "	800	612	59	243	914	6,006	503	6,509	2,847.0
大 倉 "		2, 351	7	22	2, 380	587	3	590	583.1
熊本"		1,500	80	10	1,590	977	95	1,072	3,358.8
大 橋 "		437	53	9	499				1, 152.6
宮崎 "		450	10	27	488				503.6
真田 "						535	120	655	650.0
川崎 "						616	100	716	632.6
島谷 "						875	161	1,036	1,231.9
中柴 "									701.3
橋本 "									296.9
森谷"									252.0
片桐 "	Ì								208.0
井上"									191.7
東拓ル					11,000			100,000	109, 112. 5
森 "		400	680	440	1,520				
国武 "		500	_	400	900			l .	
大塚 "		35	240	250	525				
石川県農業K.K		722	12	2	736				
韓国実業K.K		607	373	_	980				

一三七 (六九二)

第2表 4	各道日本人農業経営状況	(M43年12月末現在)
-------	-------------	--------------

	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	江原	平南	平北	咸南	咸北	合計
Ш	明 1, 997		ilj 3, 484		町 10,748	即 889	町 4,566			町 693		町 15		町 42, 585
畑	1,511	62	1,759	2,109	7,538	1,466	3, 281	7,974	4	755	15	214	24	26,727
山林原野	1,869	129	1,255	1,288	3,732	536	4,542	417	_	74	_	16	_	13, 867
その 他	70	2	161	634	84	66	2,333	292		96	-	30	_	3,772
計	5,450	308	6,661	20, 251	22, 105	2,960	14,726	12,537	4	1,620	15	278	24	86,951
人数	人 182	人 84	人 370	人 284	人 381	人 427	人 353	人 46	수 7	人 61	人 14	人 40	人 5	2,254

明治44年12月7日朝鮮総督府官報による。

済学の若干の基本問題」を参照

(報告要旨は、『立命館経済学』十四巻六号、相澤秀一「経 昭和四十年度第十回研究会(十一月十六日) ▼テーマ 報告者 「私の研究遍歴」 相沢 秀一氏

経済・経営学会特別研究会(十一月十一日) ▼テーマ 「戦後経済循環の性格」 山田盛太郎氏

第3表 韓国政府傭聘日本人官吏

			(M42年11月現在)							
官等	制	高等官	判任官	合 計						
官内	疛	12	15	27						
内	켊	, 5	8	13						
内	部	95	278	373						
度支	部	102	860	962						
法	郛	187	206	393						
学	邹	20	86	106						
商工農富	邪	45	161	206						
合 声	+	466	1,614	2,080						

戸叶・楢崎共著『朝鮮最近史』p185

一三八 (六九二)

昭和四十年度第十一回研究会(十二月三日)

▼テーマ 「社会主義社会の性格と『商品』範疇論

芦田

文夫氏

(イ) 二十年代。「狭義の経済学」(ブハーリン)と 観念論的りあつかい日 社会主義建設の発展諸段階における「商品」範疇のと

同

研

究

室

がねらいである。

譜」≪立命館経済学≫十三巻一・二号、参照。「価値論」(ルービン)。拙稿「『広義の経済学』否定論の系

「商品」範疇の技術主義的容認。

回三十年代。「広義の経済学」、商品生産と価値法則の否定。

みちびきだす。「計算・分配概念」。商品生産ぬきの「価値法った。労働に応じた分配(計算と管理)と労働の異質性から否定することは、社会主義建設の全経験と矛盾するようにな確立にさいしてもなおのこされている商品生産と価値法則を確立にさいしてもなおのこされている商品生産と価値法則を

的諸問題』における飛躍的画期。()一九五二年スターリン『ソ連邦における社会主義の経済則」、その客観的性格の否定。

ることにもとめ、商品生産の範囲について、それを個人的消化と社会的分業であるという古典の命題にもとづいて、社会有と社会的分業であるという古典の命題にもとづいて、社会有と社会的分業であるという古典の命題にもとづいて、社会有と社会的分業であるという古典の命題にもとづいて、社会有と社会的分業であるという古典の命題にもとづいて、社会的所有の形態とならんで協同組合的所有の形態が存在していることにもとめ、商品生産の範囲について、それを個人的消化が表

である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 ではを私的所有の母斑との連関でとらえて商品生産の必然性だけを私的所有の母斑との連関でとらえて商品生産の必然性だけを私的所有の母斑との連関でとらえて商品生産の必然性をみ、非商品生産たる国家的所有にたいしてはそれとの交換をみ、非商品生産たる国家的所有にたいしてはそれとの交換をつうじて外から刻印されるにすぎない、とするものであった。

第二に、したがって社会主義のもとでの価値法則の作用に 加えしてもそれが利用されなければならない、とともに厳格 に制限されしだいに消滅させられなければならない、という に制限されしだいに消滅させられなければならない、という に制限されしだいに消滅させられなければならない、という に制限されを理解することができよう。 三つの内容をもつものとしてこれを理解することができよう。 三つの内容をもつものとしてこれを理解することができよう。 一般に、 品の価値が社会的必要労働量によって規定される、という価 品の価値が社会的必要労働量によって規定される、という価 品の価値が社会的必要労働量によって規定される、という価 にたいする規制、すなわち、社会的必要労働量と個別的労 産にたいする規制、すなわち、社会的必要労働量と個別的労 の差をめぐっての競争のなかで労働力と生産手段が同一

のである。

品流通の範囲を縮少するというみとおしがあたえられていた品流通の範囲を縮少するというみとおしがあたえられていた高流通の範囲を縮少するというみとおしがあたえられていた品流通の範囲を縮少するというみとおしがあたえられていた品流通の範囲を縮少するというみとおしがあたえられていた。そして、これが共産主義の移行とは両立しがたいので、しだいに消滅させられなければならないとして、コルホーズの余剰農産物を商品流通の体系から生産物交換の体系へうつしかえることによって、高体系から生産物交換の体系へうつしかえることによって、高に流通の範囲を縮少するというみとおしがあたえられていた。

ようになる。批判の要点は、第一に、商品生産の必然性につける命題が、社会主義のもとでの価値法則のとりあつかいにける命題が、社会主義のもとでの価値法則のとりあつかいには一九五六年いらいの「価値論争」。 スターリン 論文にお

それを主としてコルホーズの生産物の流通の領域(およびそ ことをその流通の範囲いかんの問題としていたことである。 れをつうじて影響される領域)にかぎり、利用・消滅という る。第二に、価値法則の作用についての過少評価、すなわち、 生産の範囲について、生産手段も商品であるということであ なければならないということ、また、それと関連して、商品 いて、国家的所有そのもののなかにもその原因がもとめられ

衷的にあげられていた。他に、商品生産が私的所有とむすび そのものにおける物質的関心や等価補塡の原則がならべて折 とにわかれた。しかし後者にあっても、あらたに国家的所有 有の二形態の存在を強調するオストロビーチャノフらの系列 未成熟さを強調するクロンロードらの系列と、ひきつづき所 品生産の必然性をなににもとめるかについて、社会的労働の するマルイシェフ、ソーボリらがおり、六十年代に入ってか められていった。第二に、 らは彼等にたいする集中的な批判というかたちで論争がすす は本来両立しえないものであるとして、存在そのものを否認 ついたものであるかぎり、社会主義のもとでの社会的所有と 九五六年いらいの「価値論争」においては、第一に、商 価値法則の作用について、それは

> 取制度の一掃、生産の規制者ではない)のもとで制限をうけ 領域に「全面的に」およぶこと、また社会主義の諸条件(搾 である。 たらされる生産力の発展が消滅の条件をつくりだしていくこ ているかぎり「完全に」利用されるべきこと、そのなかでも と、などがほぼ一致してみとめられるにいたったという大勢 コルホーズ生産物の流通の領域だけにかぎられず、あらゆる

評価にたいする正しい批判とならんで、誤まった傾向 れのもつ 画期的な 積極面を 無視し、 古典の命題をはなれた 「新しい」商品生産や価値法則の主張にかたむいていく傾向 ところが、そのなかには、スターリンの命題における過少 -がふくまれていたのを指摘しないわけにはいかない。 一九五六年いらいの「価値論争」における問題点

П

論証されていくなかで、私的所有にもとづく商品とは 味される内容である。つまり、マルイシェフやソーボリに対 別な種類のものであることは間違いないが、問題はそれが意 生産」という概念である。社会主義のもとでの商品生産が特 する集中的な批判として社会的所有にもとづく商品の存在が 一つは、ほとんどが共通してもちいる「特別な種類の商品

よりよい生産手段をより多くもっている国有企業はよりわる

的に異なった」「新しい内容をもつ」「社会主義に内在的に固

うる、そのかぎりでなにか中立的なものとしてあつかわれ、 有な」特別な種類の商品生産が主張され、資本主義からうけ 向である。 ついだ私的所有の母斑との連関がたちきられていくという傾 商品生産は、 私的所有にも社会的所有にも結合し

体の低い段階に固有の新しいものとの連関においてとらえよ 成体からの名残りとの連関においてではなく、共産主義構成 利用せざるをえない社会主義段階での未成熟を、資本主義構

みだされていく。

た商品生産」となるとまでいわれる。商品生産や価値法則を 社会的所有にもとづく社会主義のもとでは「もっとも発展し

うとされるのである われわれは、 商品生産を私的所有、資本主義かららけつい

だこれを、 だその母斑との連関をはなれては主張しえないと考える。た スターリン命題のように協同組合的所有にのみか

制とは異なった社会主義的全人民的所有制の段階においては ればならない。すなわち、生産手段がすでに社会的所有にら がおしえているように国家的所有そのものにおいてもみなけ ぎってみるのではなくて、一九五六年いらいの「価値論争」 つしかえられているとはいっても、共産主義的全人民的所有

> 名残りが基礎となって、 のである。そして、所有制の面におけるブルジョア的権利の 主義からうけついだ私的所有の母斑が自己を実現する形態な 則、企業の相対的独立性――経済計算制の原則は、この資本 がその企業集団もしくは労働者に帰属する。物質的関心の原 きた労働量の投入のもとでより多くの利潤をえ、その一部分 い生産手段をより少なくもっている国有企業よりも、 労働や分配の面における未成熟がら 同じ生

にあっても、それが生産力を発展させるという側面にのみか ないし過少評価とむすびついている。この作用を認める論者 とでの価値法則の作用のうち、③生産にたいする規制の否定 きであるという主張である。それはしばしば、社会主義のも 二つは、価値法則が「全面的に」「完全に」利用されるべ

をうけてはいても、①価値規定、②交換にたいする規制、 しい指摘、社会主義の諸条件によって価値法則が厳格に制限 われわれは、古典の命題にそくしたスターリン論文での正 の

かわらせて理解されているばあいが多い。

みならず、③生産にたいする規制においてもその作用をおよ

には社会主義の基本的経済法則や計画性法則と呼ばれるものには社会主義の基本的経済法則や計画性法則と呼ばれるものといって規定される(生産の規制者)としても、なお、副次が、「価値論争」の実践的帰結としての周知の「利潤」導入が、「価値論争」の実践的帰結としての周知の「利潤」導入が、「価値論争」の実践的帰結としての周知の「利潤」導入をめぐって具体的に提起されているのである。いまこれでおかれ、「商品範疇」「物質的関心」の完全な利用と結合しておかれ、「商品範疇」「物質的関心」の完全な利用と結合された「企業の自主性の強化」を主要なテコとして達成されて、おかれ、「商品範疇」「物質的関心」の完全な利用と結合された「企業の自主性の強化」を主要なテコとして達成された「企業の自主性の強化」を主要なテコとして達成された「企業の自主性の強化」を主要なテコとして達成された「企業の自主性の強化」を主要なテコとして達成された「企業の自主性の強化」を主要なテコとしてものによって表がれ、「商品範疇」「物質的関心」の完全な利用と結合しておかれ、「商品範疇」「物質的関心」の完全は対象のには社会の表表のである。よりないる、「本社会の表表の対象をいっそう増大させることによって生産力の発展がはかられている。

るのである。

る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給

値法則によって媒介される独自の運動がとわれなければなら

ないであろり。すなわち、生産手段と労働力の配分が基本的

りであるかぎり、そのもとで、一方で生産力の発展がもたらぼす、とする指摘が引継がれなければならないと考える。そ

されていくだけでなく、他方で生産関係の発展にかんして価

立かいにして、国際的・国内的階級闘争が一変して新しい段がりをもってのことであった。すなわち、一九五七年ごろをいうまでもなく二十回党大会いらいの新しい建設路線とつないのまりで値値論争」がこのような傾向をふくんでいたのは、近年の「価値論争」がこのような傾向をふくんでいたのは、

共同

要もなくなり、生産力の発展、労働生産性と技術的進歩 異も消滅しつつある、したがってプロレタリアート独裁の必 ものであり、それを肯定し、 いる階級と階級闘争の存在、旧社会の名残りの存在をみない かたに対しては、 共産主義構成体の低い段階に固有な新しいものであるとされ 階での未成熟は、資本主義構成体からの名残りではなくて、 ついだ私的所有の母斑の否定となったのである。社会主義段 滅という認識が、生産関係の基礎における資本主義からうけ 巾引上げが残された主要な課題となる。階級と階級闘争の消 産主義の物質的技術的土台の建設)にもとづく生活水準の大 国内的には――敵対的階級が消滅し、二つの友好的階級の差 て平和共存のもとでの経済競争としてたたかわれる、他方で 的基盤を失ない、その主要な舞台が物質的生産の領域に移っ 本的となり、 社会主義世界体制と資本主義世界体制とのあいだの矛盾が基 階にたちいたったという認識である。一方で国際的には ルクス主義的見解であるとして批判がだされている。 ソ連邦や東欧の多くの社会主義諸国のこのようなとらえ 帝国主義はその立場にたつ政策を実施する物質 中国などから、社会主義段階でのこされて 美化し、要求することになる非 (共

ことができよう。

生産と価値法則の発明にみちびくというつながりを指摘するただけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるとだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となるというである。

意見交換 報告終了後、次の諸点について意見交換がおこな意見交換 報告終了後、次の諸点について意見交換がおこなないか、四国家的所有における私的所有の母斑とはいかなるものか、て生産力の未成熟にかかわらせてとらえているのではないか、四国家的所有における私的所有の母斑とはいかなるものか、在生産力の未成熟にかかわらせてとらえているのではないか、四国家では全世の所有が確立しておれば、「商品」なければならない、自社会的所有が確立しておれば、「商品」ないか、四国際価値論争」との関係、などである。